

第23号議案

品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

介護保険における地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月25日法律第83号。以下「総合確保法」という。）により介護保険法の改正が行われ、平成27年4月1日より施行されているが、総合確保法附則第14条の規定により、一定条件の下、平成29年3月31日までの間、その実施を猶予する経過措置が設けられているところである。

品川区をはじめ、全国各保険者（自治体）が平成27年4月から段階的に総合事業への移行を行っているところであるが、総合確保法に規定する経過措置期間が満了することに伴い、平成29年4月1日からは全国一斉に実施されることになる。

このため、これまでの介護予防通所介護を総合事業における通所型サービスである第1号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）に移行し、その使用料を定めるほか、必要な規定整備を行う。

2 主な変更点

在宅サービスセンターが提供するサービス種類について、第1号通所事業を規定し、同事業にかかる費用に関する規定を整備する。

3 改正の内容 ※別紙（新旧対照表）のとおり

(1) ①第4条第1号において、介護予防通所介護を削除する。

②第4条第2号において、第1号通所事業を規定する。（介護予防通所介護からの移行）

(2) 第7条第2号において、第1号通所事業に要する費用の額を規定する。

(3) その他の改正

その他、第4条第1号の改正に伴い介護サービスの規定整備を行う。

4 施行期日

平成29年4月1日

新旧対照表

○品川区立在宅サービスセンター条例

新	旧
<p>品川区立在宅サービスセンター条例</p> <p style="text-align: right;">平成3年3月30日 条例第16号</p> <p>(サービスの提供)</p> <p>第4条 サービスセンターは、次に掲げるサービスを提供する。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第7項に規定する通所介護 <u>または同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護および法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護</u></p> <p>(2) <u>法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)</u></p> <p>(3) 介護に関する情報提供および高齢者等の家族介護に対する支援</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるサービス</p> <p>(使用料等)</p> <p>第7条 前条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納めなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1号に掲げるサービス サービスの内容、サービスセンターの所在する地域等を勘案して算定される当該サービスに要する平均的な費用(日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)</p> <p>(2) 第4条第2号に掲げるサービス <u>法第115条の45の3第2項の規定により、第1号通所事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額</u></p> <p>2 利用者は、前項の規定によるもののほか、食事その他の費用で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を負担しなけれ</p>	<p>品川区立在宅サービスセンター条例</p> <p style="text-align: right;">平成3年3月30日 条例第16号</p> <p>(サービスの提供)</p> <p>第4条 サービスセンターは、次に掲げるサービスを提供する。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護 および <u>同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護</u></p> <p>(2) <u>在宅の要介護高齢者等に対する介護予防および生きがい活動支援</u></p> <p>(3) 介護に関する情報提供および高齢者等の家族介護に対する支援</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるサービス</p> <p>(使用料等)</p> <p>第7条 前条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納めなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1号に掲げるサービス サービスの内容、サービスセンターの所在する地域等を勘案して算定される当該サービスに要する平均的な費用(日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)</p> <p>(2) 第4条第2号に掲げるサービス <u>前号に定める額の100分の10に相当する額</u></p> <p>2 利用者は、前項の規定によるもののほか、食事その他の費用で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を負担しなけれ</p>

新	旧
ばならない。	ばならない。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。